

福島県犯罪被害者等支援施策推進会議設置要綱

(目的)

第1条 福島県犯罪被害者等支援条例第9条の規定に基づき策定した、犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族の支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための福島県犯罪被害者等支援計画（以下「支援計画」という。）の推進、検証及び見直し等の進行管理について、学識や経験のある者から意見を求めるため、福島県犯罪被害者等支援施策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 支援計画の推進、検証及び見直し等の進行管理に関すること
- (2) その他、犯罪被害者等支援の推進に関すること

(組織)

第3条 推進会議は、委員8名以内で構成する。

- 2 推進会議の委員は、学識経験者、被害者支援団体、法曹等の中から、知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任できるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 推進会議に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によってこれを定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、会長が必要に応じて招集し、会長がその議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員でない者の出席を求め意見又は説明を聞くことができる。

(事務局)

第6条 推進会議の事務局は、福島県生活環境部男女共生課に置く。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月25日から施行する。

福島県犯罪被害者等支援施策推進会議委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	分 野	所 属 団 体 等
くまだ 熊田 真市	被害者支援	公益社団法人 ふくしま被害者支援センター 専務理事
さかい 酒井 芳子	心理	福島県臨床心理士会 被害者支援委員会委員
しうじま 生島 浩	学識経験者	福島大学 名誉教授
せき 関 靖男	福祉	社会福祉法人福島県社会福祉協議会 事務局長
たかはし 高橋 有紀	学識経験者	福島大学行政政策学類 准教授
のぐち 野口 まゆみ	医療	福島県産婦人科医会 会長
はしもと 橋本 喜人	行政	白河市 生活防災課長
みやした 宮下 朋子	法曹	福島県弁護士会 犯罪被害者委員会委員

任期：令和4年9月21日～令和6年9月20日